

第 2 部

市の環境への取組

第 2 部では、本市の環境への取組について、現在、市が目指している環境のあり方やそれに向けて取り組む市の考え方について紹介します。

最初に、環境への取組の基本的な考え方を決めている「立川市環境基本条例」を紹介します。

次に、環境基本条例に基づき、平成 27 年度から令和 6 年度までの本市の環境への取組の方向性や具体的な取組を記載した「立川市第 2 次環境基本計画」を紹介します。また、環境基本計画がどのように進められているか、計画の進行管理に必要な点検項目である「取組指標」、5 年間のアクションプランなどの取組状況も紹介します。

<環境に配慮した行動をしていきましょう>

環境基本計画の取組指標を見ると、河川等における BOD* や歴史民俗資料館収集資料点数のように目標を達成している指標もあります。

一方、家庭ごみや事業系ごみの排出量など、目標達成に向けて更なる努力が必要な指標もあります。

こういった項目の中には、市民の皆さんの力で達成できる指標や行政・市民・事業者が協力して努力していかなければいけない指標があります。

ごみ排出量を減らすために、食品ロスをなくすことや資源にできるもの（紙やペットボトル、プラスチックなど）はきちんと分別するなど、減量するための取組が必要です。

環境問題は幅が広く多岐に渡っています。市では、環境学習講座などを通じて環境問題を考えるきっかけづくりをしています。ぜひ、参加して、自分たちがどのような行動ができるか一緒に考え、環境に配慮した行動をしていきましょう。

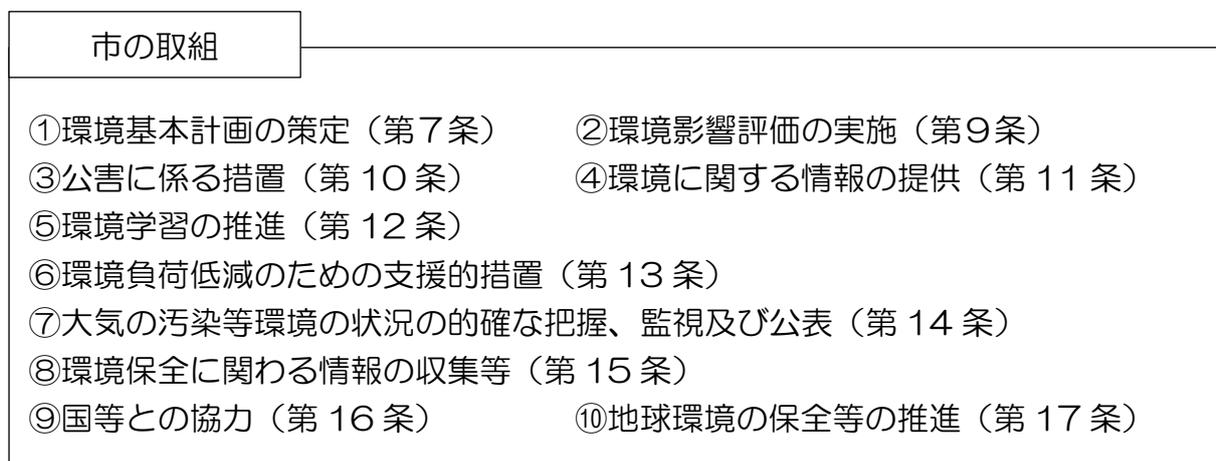
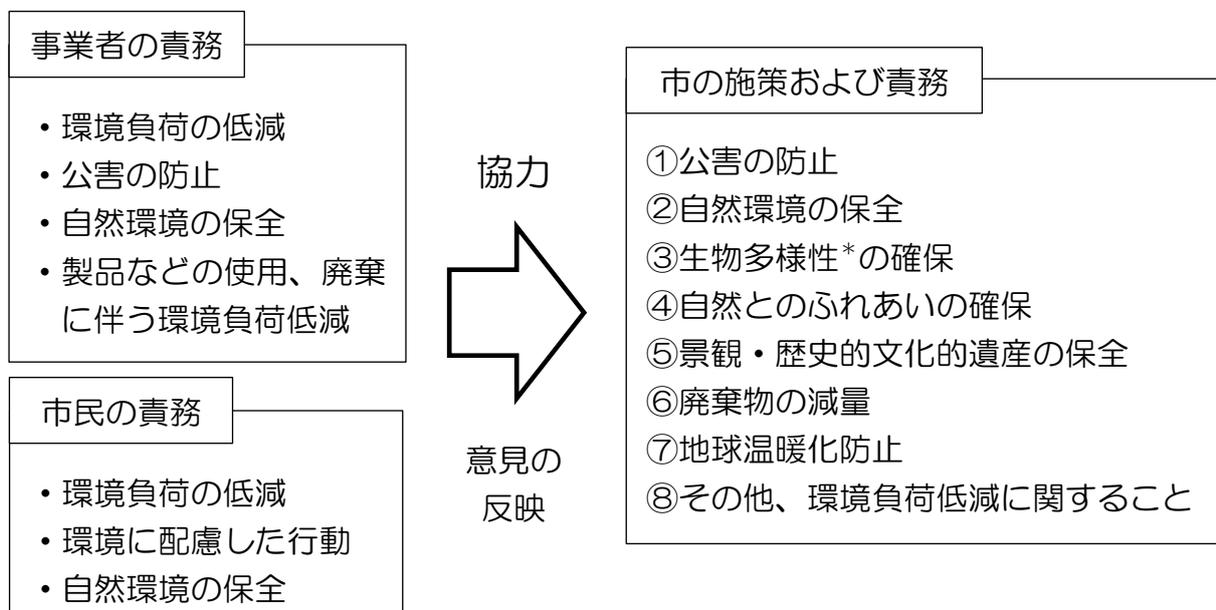
次の世代へ良好で快適な環境を残していくためには、地域からの取組が重要です。私たちの身の回りの環境がどうなっているのか、今何をすべきか、自分でできることは何なのかを考えてみてはいかがでしょうか。

1 立川市環境基本条例について

現代社会を取り巻く環境問題は、地球温暖化*をはじめ、オゾン層の破壊、エネルギー資源の枯渇など、地球規模の問題であるとともに、それらの解決に向けては、地域からの具体的な取組を実施することが求められています。

市では、このような状況や新しい時代に対応するための基本的な条例として、従来の「立川市環境保全条例」を全面改正した「立川市環境基本条例」を制定し、平成10年4月1日より施行しました。

環境基本条例では、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するために、市民・事業者・市の責務や市のさまざまな取組の基本的な事項など、環境保全等に関わる基本的な考え方が定められています。



2 第2次環境基本計画について

環境基本条例に基づき、平成27年度に策定された立川市第2次環境基本計画では、目指すべき環境像を「人と自然を育み 住みやすさを創るまち」と定め、「暮らしの安心」「水と緑などとの調和」「ごみの減量と資源の有効利用」「地球温暖化の防止」をキーワードとする4つの分野における基本方針を設けました。また、市民などととともに各分野の施策を進める2つの基盤的取組に関する基本方針も設けています。なお、中間年度に見直しを行い、令和2年7月に立川市第2次環境基本計画（改定）を発行しています。

※「立川市第2次環境基本計画（改定）」は、全文を立川市ホームページでご覧いただけます。
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kankyotaisaku/kihonnkeikaku/kankyokihonkeikaku2kaitei.html>

“人と自然を育み 住みやすさを創るまち”

「人」という言葉は、暮らしや産業、教育、歴史・文化などを表しています。

「自然」という言葉は、水や空気、緑や生きものなどを表しています。

「住みやすさ」という言葉は、「人」による環境負荷をできるだけ少なくし、人々が住み続けたいと感じる状態を表しています。

「創るまち」という言葉は、市民や事業者、市が自主的・積極的に創出する「まち」を表しています。

本計画では、「人」と「自然」が互いに良い影響を与えながら成長し、「住みやすさ」を市民や事業者、市が一体となって、英知を出し合い創る「まち」を目指します。

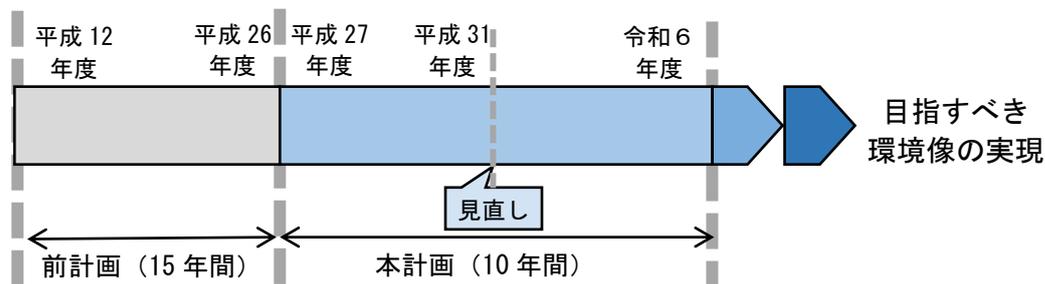
計画の目的

目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すこと

計画期間

計画期間：平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間

アクションプラン、協働*プロジェクト、エコオフィスプラン21は、中間年度に、見直しを行います。



立川市第2次環境基本計画施策体系図

目指すべき
環境像

平成27～令和6年度

人と自然を育み
住みやすさを創るまち

基本方針1：暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

取組の方向性

- (1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全
- (2) 環境負荷の少ない交通環境の整備
- (3) 心地よく生活できる街並みづくり
- (4) 環境に関するマナー・モラルの向上

基本方針2：水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

取組の方向性

- (1) 守り育んできた水辺と緑地の保全
- (2) 新たな水辺と緑地の創出
- (3) 生きものの多様性の確保
- (4) 水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

基本方針3：ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

取組の方向性

- (1) ごみ減量の推進
- (2) 資源の有効利用
- (3) 安定したごみ処理

基本方針4：地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

取組の方向性

- (1) 省エネルギー対策の推進
- (2) 再生可能エネルギー等の導入推進
- (3) 低炭素まちづくりの推進

基盤的取組に関する 基本方針1

良好な環境を保全・再生・創出する活動を
広げ、継承します

取組の方向性

- (1) 環境学習機会の拡充
- (2) 環境配慮行動の実践
- (3) 誰もが参加できる協働の推進

基盤的取組に関する 基本方針2

市が率先して環境に関する取組を進め
ます

5年間の
アクションプラン

令和2
～6年度

協働プロジェクト

令和2
～6年度

エコオフィスプラン
21

令和2
～6年度

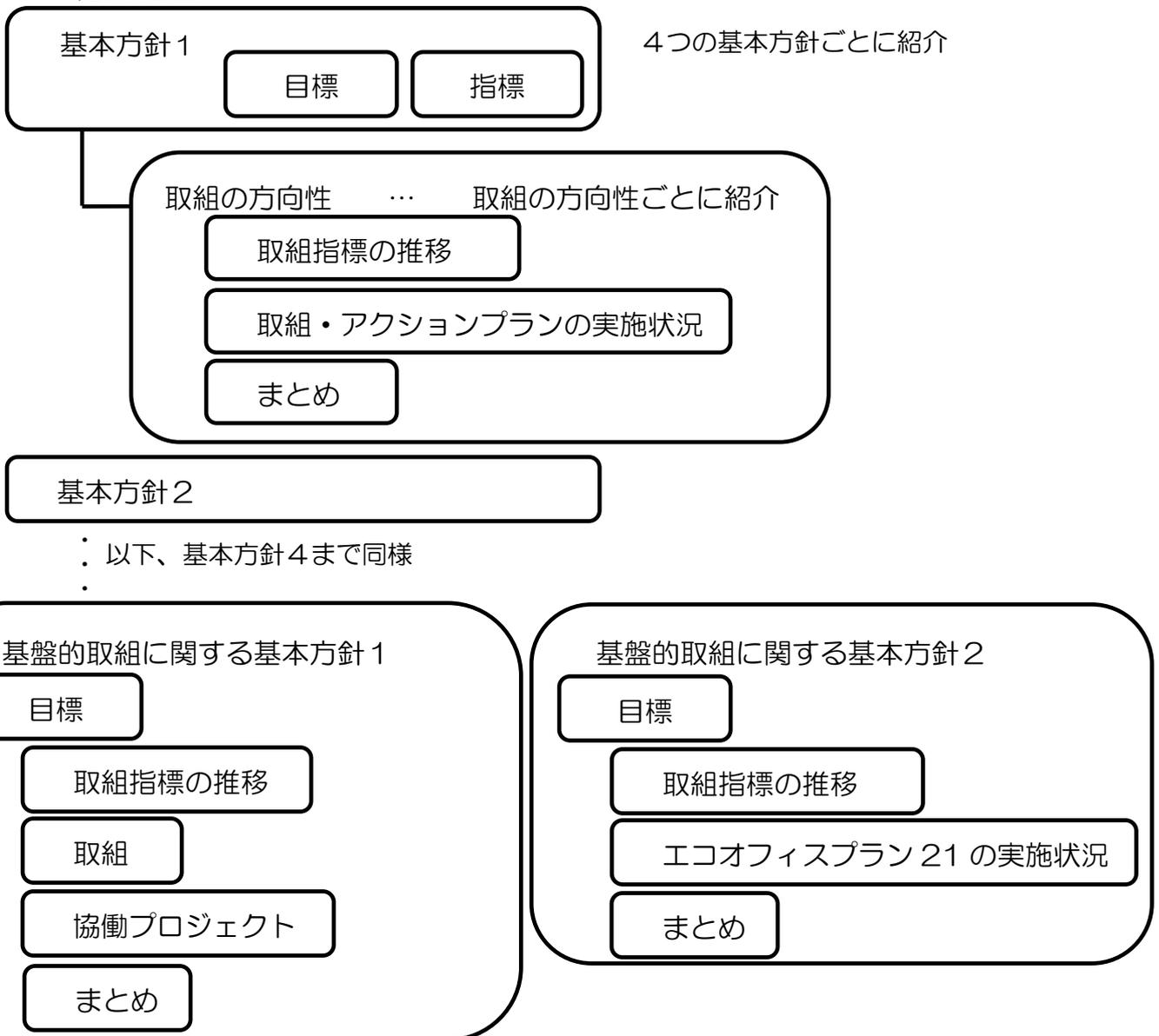
※5年間のアクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン21は中間年度の見直しを行っています。令和2年7月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする立川市第2次環境基本計画（改定）を発行しています。

3 第2次環境基本計画の取組状況について

ここからは、第2次環境基本計画の取組状況について、4つの基本方針と基本方針ごとに決められた取組の方向性ごとに見ていきます。また、2つの基盤的取組に関する基本方針についても見ていきます。

4つの基本方針には、それぞれ目標とその成果を図る指標があります。また、基本方針には、3～4つの取組の方向性があり、それぞれの取組の方向性に対して、取組指標とアクションプランがあります。また、基盤的取組に関する基本方針1には、協働プロジェクトを、基盤的取組に関する基本方針2には、エコオフィスプラン21を設けています。

《紹介内容》



基本方針1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

本市では、交通や生活の利便性に関する市民の満足度が高い一方、暮らしの静けさや水辺との親しみやすさについての満足度は高いとはいえません。また、都市化の進展にともない、土壌の涵養*機能が低下することによる、湧水量や湧水箇所数の減少が懸念されています。そこで、私たちが安心して暮らしていくために、健全な水循環の確保、大気環境・騒音・振動・水質等の改善、住宅や交通に関する環境負荷の低減、心地よく生活できる街並みの保全を進めるとともに環境に関するマナー・モラルの向上に努めます。

目 標

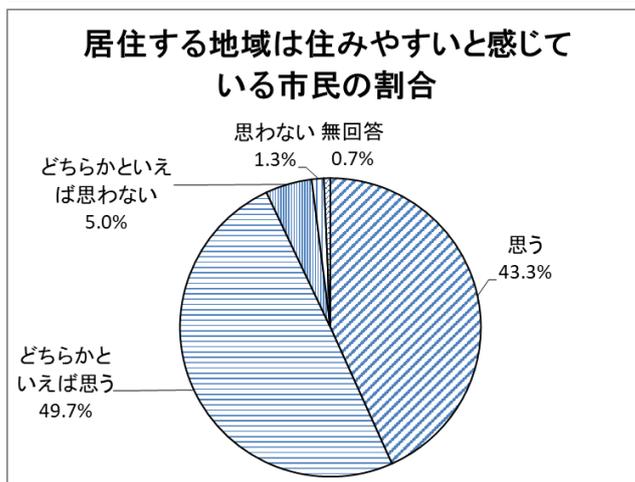
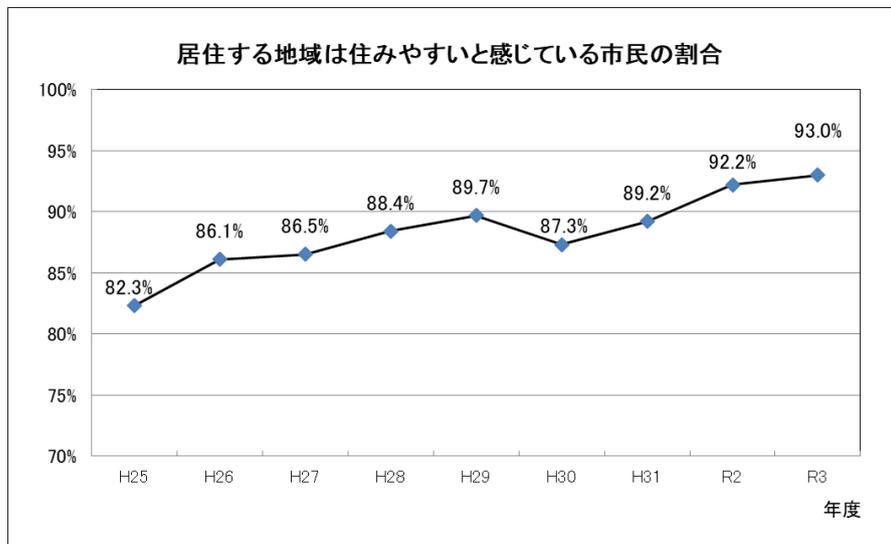
市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。

基本方針1

指標：居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合

居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合

目標値は掲げず、数値の動向を注視します。



出典：令和4年度（令和3年度実績）
市政に関するアンケート

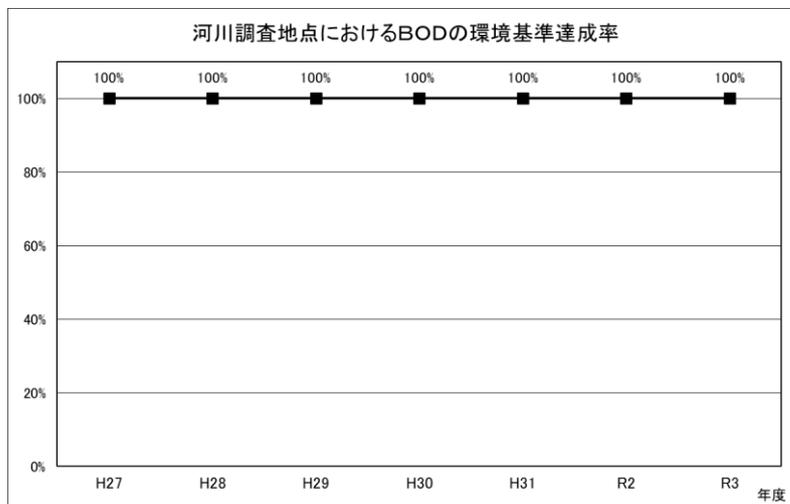
担当部署：行政経営課

(1)健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 河川調査地点における BOD の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
2 市内測定局における大気環境基準達成率	87.5%	83.3%	83.3%	100%
3 公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	環境基本計画改定による新指標		0 件	0 件

1. 河川調査地点における BOD の環境基準達成率

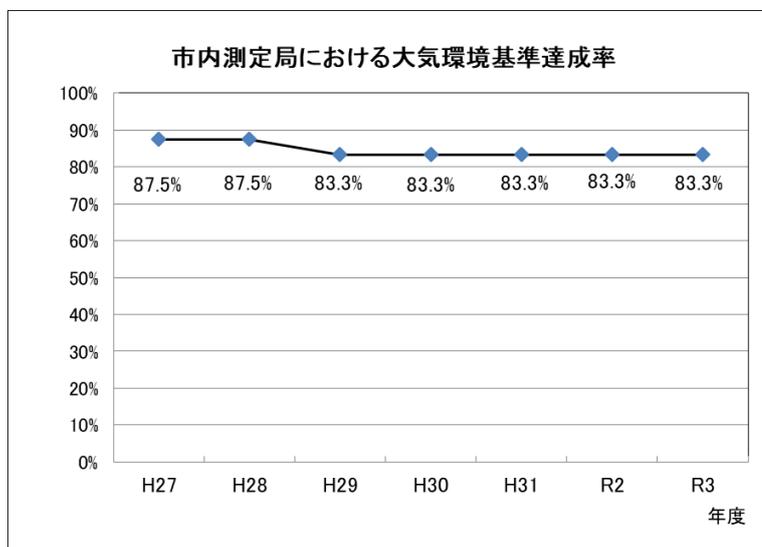


河川調査地点における BOD については、環境基準*を達成している状況が続いています。

各地点の測定値は P62、P63 を、詳細な測定データについては、資料編 P9～12 をご覧ください。

担当部署：環境対策課

2. 市内測定局における大気環境基準達成率



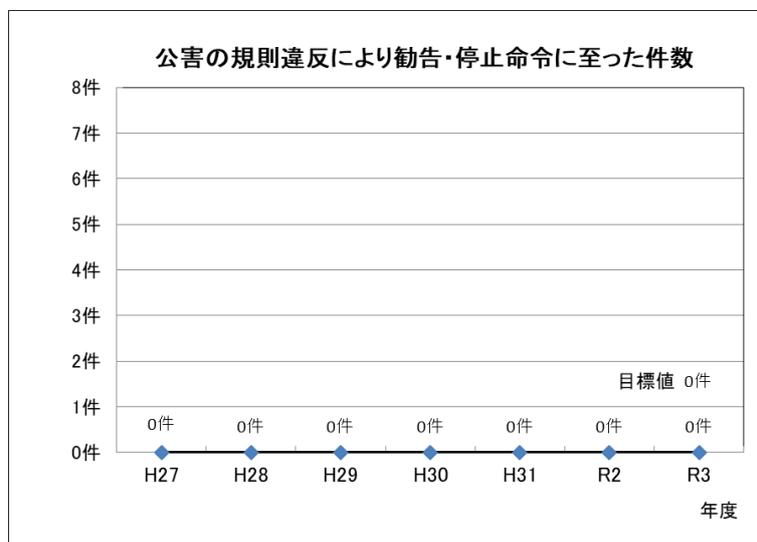
市内測定局において、大気環境基準の未達成項目がある状況が続いております。

大気環境基準達成率＝大気環境基準達成項目数÷大気環境基準項目数

環境基準等達成度については、P51 をご覧ください。

担当部署：環境対策課

3. 公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数



勧告・停止命令に至った件数が無い状況が続いております。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 健全な水循環の確保			
1	市内の河川などの水質調査を実施します。	環境対策課	○
2	立川崖線*の湧水調査を実施します。	環境対策課	○
3	市内の地下水の調査を実施します。	環境対策課	○
4	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課	○
5	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道管理課 下水道工務課 下水処理場	○
6	単独処理区の流域編入を進め、公共用水域の水質向上を図ります。	下水道工務課	○
7	下水道の適正な使用について、事業者や市民向けの啓発、指導を行います。	下水道管理課	○

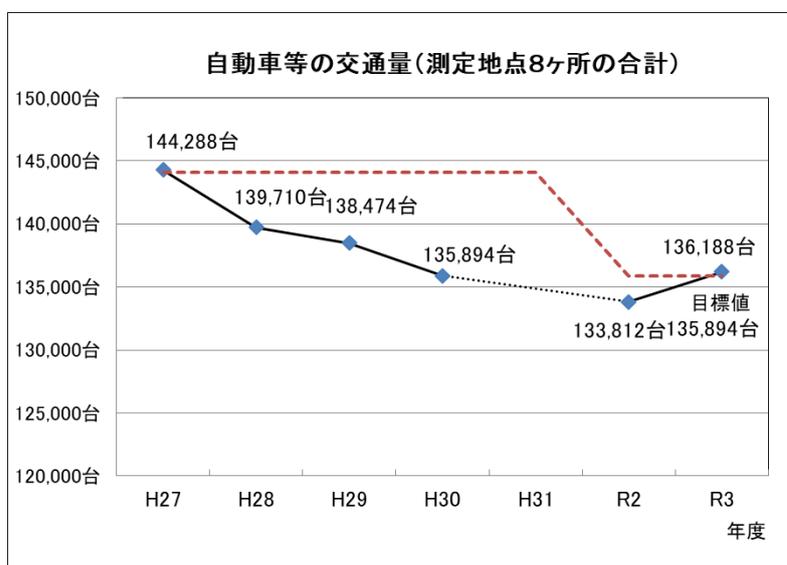
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
イ 大気環境の保全			
8	東京都と連携し、大気汚染物質の監視測定結果を公表します。	環境対策課	○
9	自動車のアイドリングストップ*、自動車の相乗り奨励など、エコドライブ*の周知・啓発を行います。	環境対策課	○
10	レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。	交通対策課	○
11	光化学スモッグ*の原因物質である揮発性有機化合物の適正管理を事業所に周知します。	環境対策課	○
12	空間放射線量と放射性物質濃度を測定し結果を公表します。	環境対策課 下水処理場 ごみ対策課 清掃事務所	○
13	新たな環境汚染物質が確認された場合には、国や東京都と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。	環境対策課	○
ウ 騒音・振動・悪臭等の防止			
14	横田基地及び立川飛行場沿いの騒音固定地点調査を実施します。	環境対策課	○
15	横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。	企画政策課	○
16	道路沿道の騒音と振動の測定を実施します。	環境対策課	○
17	悪臭等の苦情については、現地調査と発生源に対する改善指導等を行います。	環境対策課	○
エ 化学物質対策の実施			
18	適正管理化学物質*を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。	環境対策課	○
19	事業場からの申請や届出に基づき、現地調査や改善指導等を行い、条例の基準への適合、周辺環境に与える影響の低減のための指導を行います。	環境対策課	○

(2)環境負荷の少ない交通環境の整備

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	自動車等の交通量 (測定地点8ヶ所の合計)	144,288台	欠測	136,188台	135,894台以下
2	コミュニティバスの収支率	環境基本計画改定による新指標		28.8%	40.0%
3	1日当たりの市内放置自転車 台数	466台	238台	50台	90台

1. 自動車等の交通量(測定地点8ヶ所の合計)

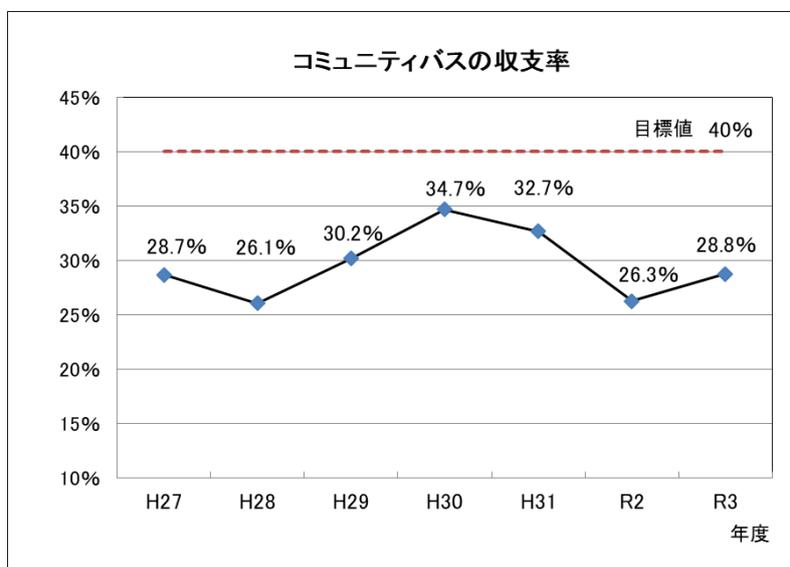


自動車等の交通量は、台風の影響で平成31年度1か所欠測でした。令和3年度は前年度より増加に転じました。測定地点ごとの推移は、P60を参照してください。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. コミュニティバスの収支率

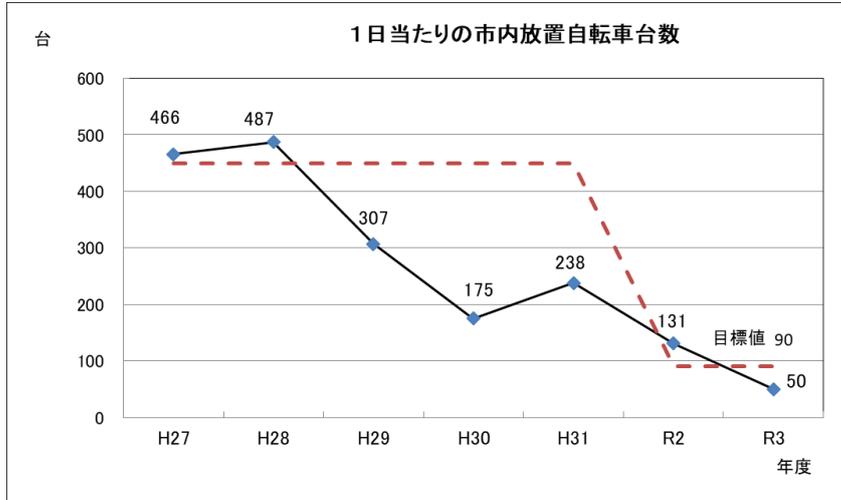


コミュニティバスの収支率は、新型コロナウイルス感染拡大前には戻っていない状況にあります。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：交通対策課

3. 一日当たりの市内放置自転車台数



放置自転車台数は、令和3年度は、50台となり減少傾向にあります。

担当部署：交通対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

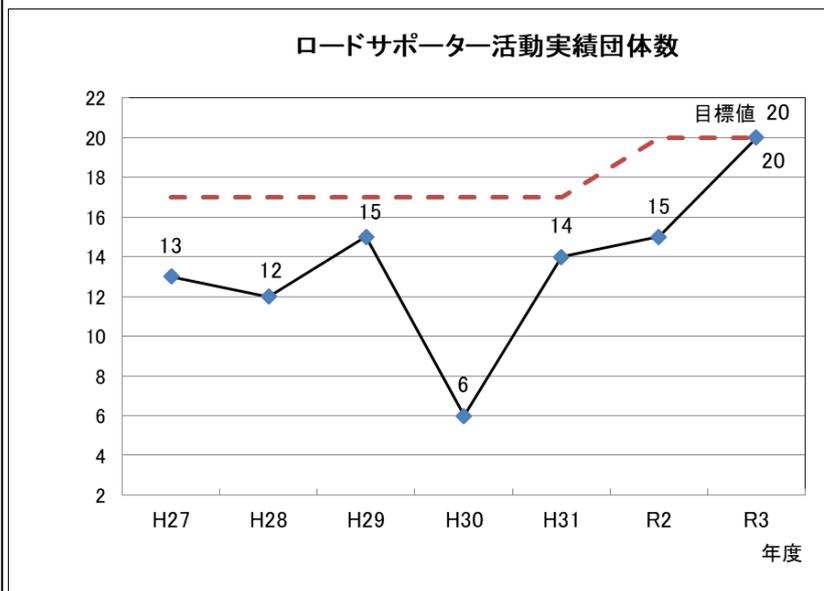
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 交通円滑化の推進			
20	都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施行する道路については、早期整備を東京都に要望します。	都市計画課 工事課	○
21	関係機関や事業者等と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組めます。	交通対策課	○
イ 公共交通利用の促進			
22	多摩都市モノレールの延伸や JR 中央線三鷹・立川間の複々線化などを関係機関に要請します。	交通対策課	○
23	コミュニティバスの持続的な運行に取り組めます。	交通対策課	○
24	西武拝島線や多摩都市モノレール沿線の自転車等駐車対策を推進します。	交通対策課	○
25	公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上と合わせ、交通ネットワークの構築に取り組めます。	交通対策課	○
ウ 自転車の利用環境や歩道の整備			
26	レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。	交通対策課	○
27	自転車駐車場の確保や効率的な管理運営に取り組めます。	交通対策課	○
28	自転車走行環境整備に取り組めます。	交通対策課	○
29	放置自転車の撤去など、放置自転車対策を進めます。	交通対策課	○
30	歩道の拡幅やバリアフリー化に取り組めます。	道路課 工事課	○
31	自転車教室などを通じて、自転車マナーの啓発を行います。	交通対策課	○

(3)心地よく生活できる街並みづくり

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 ロードサポーター活動実績団体数	13 団体	14 団体	20 団体	20 団体

1. ロードサポーター活動実績団体数



市内のロードサポーター活動実績団体数は、令和3年度は20団体となり増加傾向にあります。

担当部署：道路課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

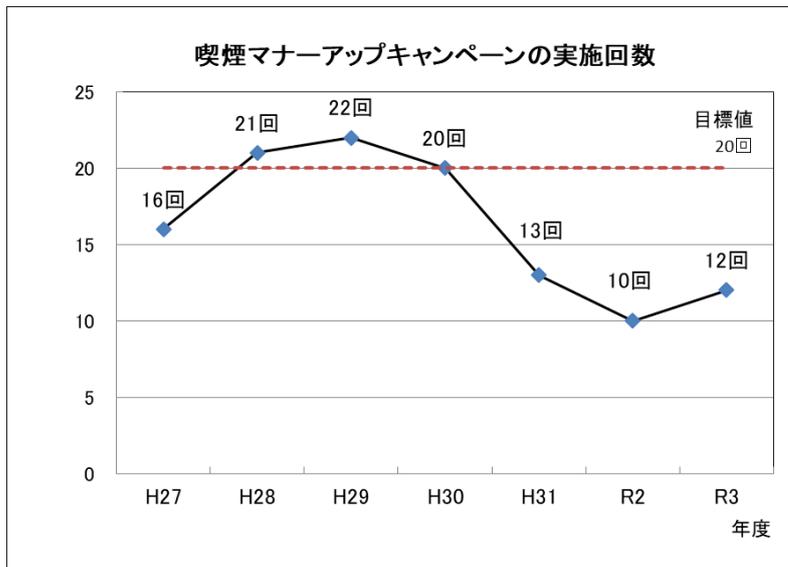
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 良好な街並みの形成			
32	「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。	都市計画課	○
イ 街並みの美化			
33	環境関連団体や地元の自治会、市民ボランティア等と連携して美化活動を実施します。	環境対策課 道路課 公園緑地課	○
34	電線類の地中化(道路無電柱化)を進めます。	工事課	○
35	屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います	道路課	○

(4)環境に関するマナー・モラルの向上

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数	環境基本計画改定による新指標		12 回	20 回
2 地域猫活動*登録団体数	環境基本計画改定による新指標		30 団体	55 団体

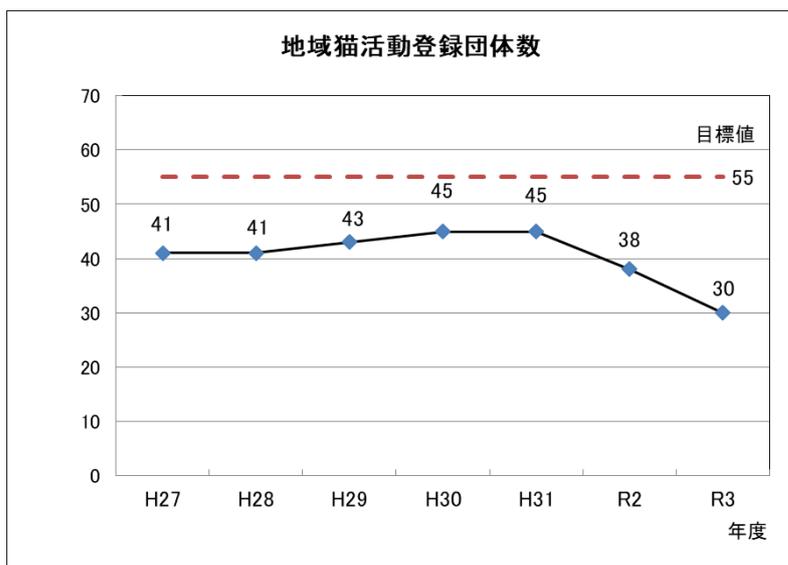
1. 喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数



喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない時期があり減少しております。※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

2. 地域猫活動登録団体数



地域猫活動登録団体数は、構成員の高齢化の影響もあり平成 31 年度以降減少傾向にあります。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上			
36	喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。	環境対策課	○
37	不法投棄防止のためのパトロールを行います。	ごみ対策課	○
38	ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。	環境対策課	○
イ 身近な環境問題への対応			
39	法令に基づき、管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。	生活安全課	○
40	地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。	環境対策課	○

まとめ

基本方針1では、アクションプランの取組について、令和3年度は40項目のうち、すべてを実施しています。取組指標は9項目中4項目で、目標を達成しています。

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症により、喫煙マナーアップキャンペーンや地域猫活動などの事業が多大な影響を受けました。

今後も環境に関するマナー・モラルに対する意識向上のための啓発活動を行います。

基本方針 2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

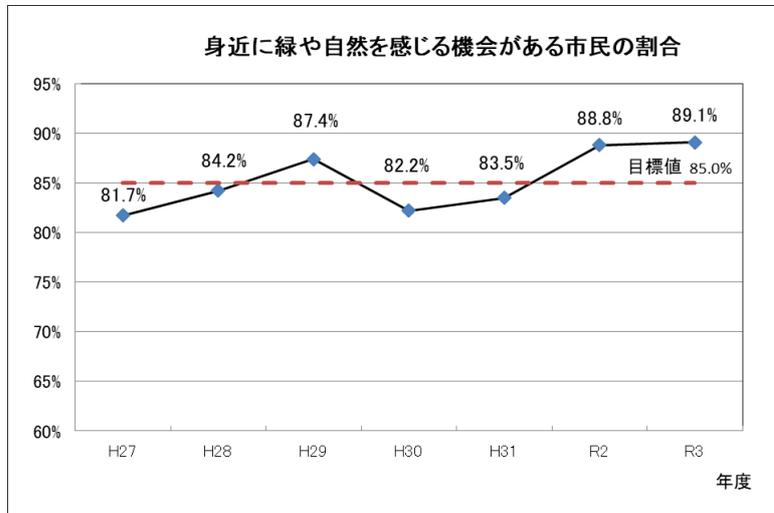
本市では、市民の身近にある水や緑が、うるおいのある街並みや多様な生きものの生育・生息環境を提供しています。また、東西方向につながる玉川上水、五日市街道、多摩川と南北に流れる残堀川に沿った水と緑は回廊を形成しており、本市の貴重な財産となっています。その一部は、地域住民により継続的に守られてきました。これらの水と緑を将来世代に引き継いでいくために、水辺や緑地の保全・創出、生きものの多様性の確保、水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保に取り組みます。

目 標 水と緑、生きものが身近にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。

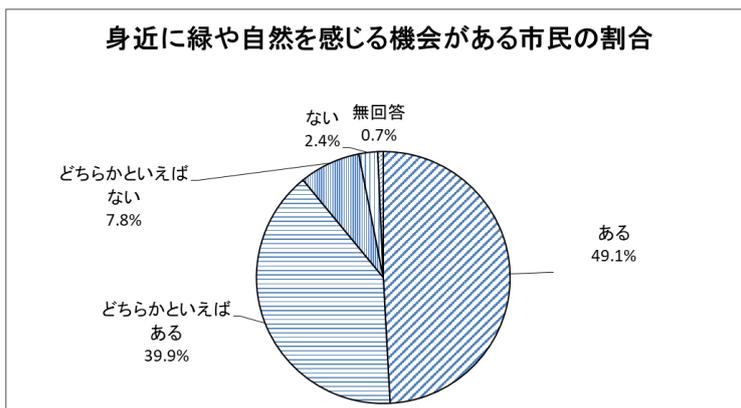
基本方針 2

指標：身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合

指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現 状 (令和 3 年度)	目 標 (令和 6 年度)
身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合	環境基本計画改定による新指標		89.1%	85.0%



※環境基本計画の改定による新たな指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。



出典：令和4年度（令和3年度実績）
市政に関するアンケート

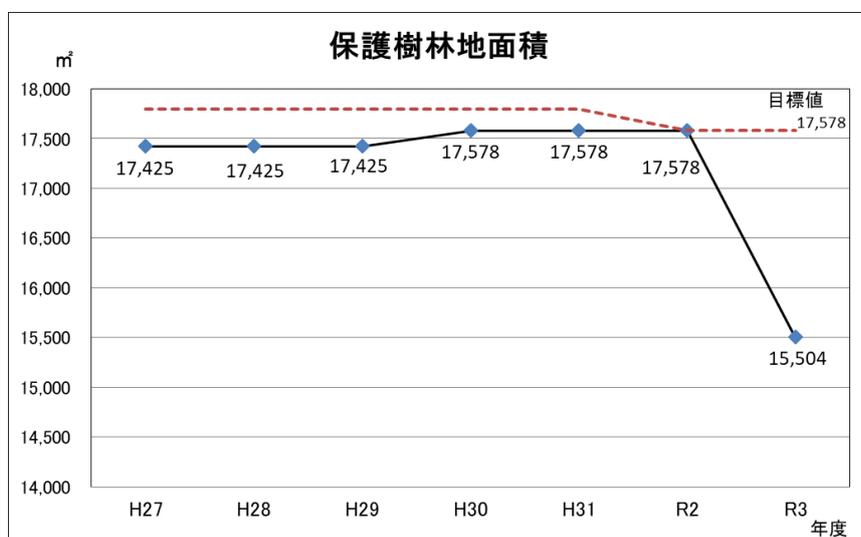
担当部署：行政経営課

(1) 守り育ててきた水辺と緑地の保全

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	保護樹林地*面積	17,425㎡	17,578㎡	15,504㎡	17,578㎡
2	保存樹木数	484本	481本	459本	483本
3	都市農地(生産緑地)の面積	環境基本計画改定による新指標		197.9ha	190ha以上

1. 保護樹林地面積

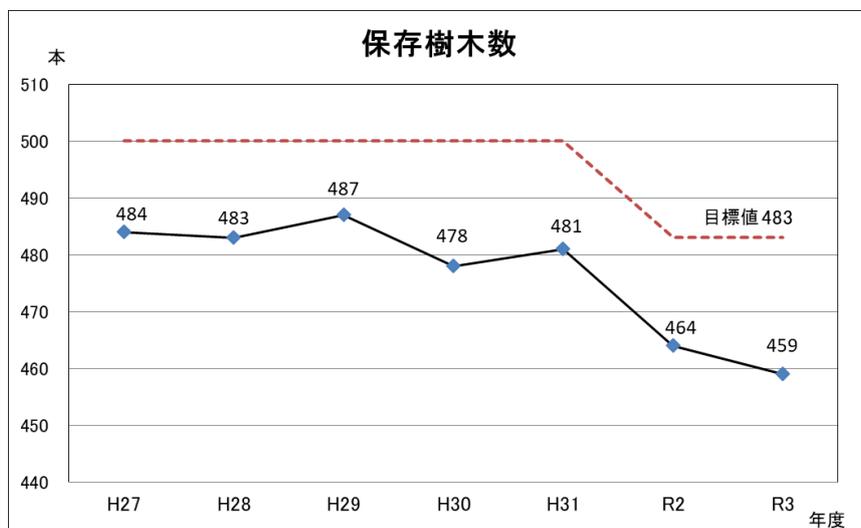


令和3年度は一部を公有化したことに伴い、減少しました。

担当部署：公園緑地課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 保存樹木数

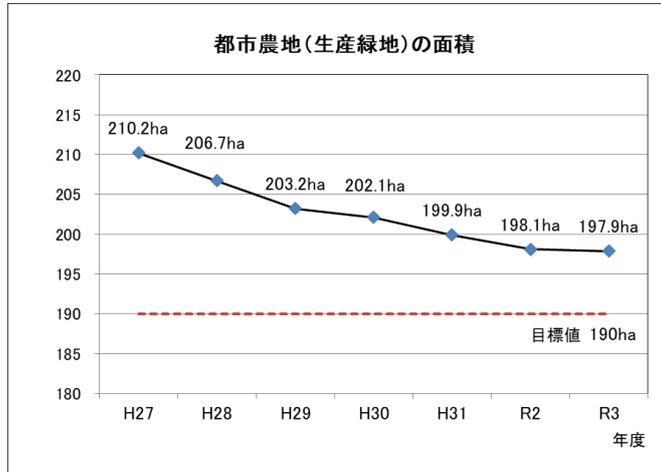


保存樹木*数は減少傾向になっております。

担当部署：公園緑地課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

3. 都市農地（生産緑地）の面積



都市農地（生産緑地）の面積は、相続等の発生に伴い減少しております。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：産業振興課・都市計画課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水辺と緑地の保全			
41	樹林地、湧水地については、公有地化を図る中で保全に努めます。	公園緑地課	○
42	近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。	公園緑地課	○
43	樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し保全していきます。	公園緑地課	○
44	保護樹林地、保存樹木について、指定を進めます。	公園緑地課	○
45	東京都と連携して、樹林、樹木の実態調査を実施します。	公園緑地課	▲
イ 農地の保全			
46	周辺住民に農地の大切さを理解してもらい、都市と農業が共生できるまちを目指します。	産業振興課	○
47	市民が農園主の指導により、農作業を体験する「体験型農園」を実施します。	産業振興課	○
48	農業団体に対し、畜産有機質たい肥等の購入費を補助し、環境保全型農業の拡大を図ります。	産業振興課	○
49	「ファーマーズセンターみのーれ立川」やその他の直売所を紹介します。	産業振興課	○
50	小学校での緑育・食育を実施します。	産業振興課	○
51	都市農地保全のための特定生産緑地制度の周知をはかり、新制度への移行を促進します。	産業振興課 都市計画課	○
ウ 水と緑のネットワークの形成			
52	河川や立川崖線、幹線道路などで水と緑のネットワークの形成を図ります。	公園緑地課	○
53	玉川上水緑道や栄緑地、根川緑道などの散策ルートを維持管理し、水と緑を保全します。	公園緑地課	○
54	「街路樹のあり方方針」を策定し、街路樹の維持管理に努めます。	道路課	○

※組織改正に伴い産業観光課は、令和4年4月より産業振興課に変更となりました。

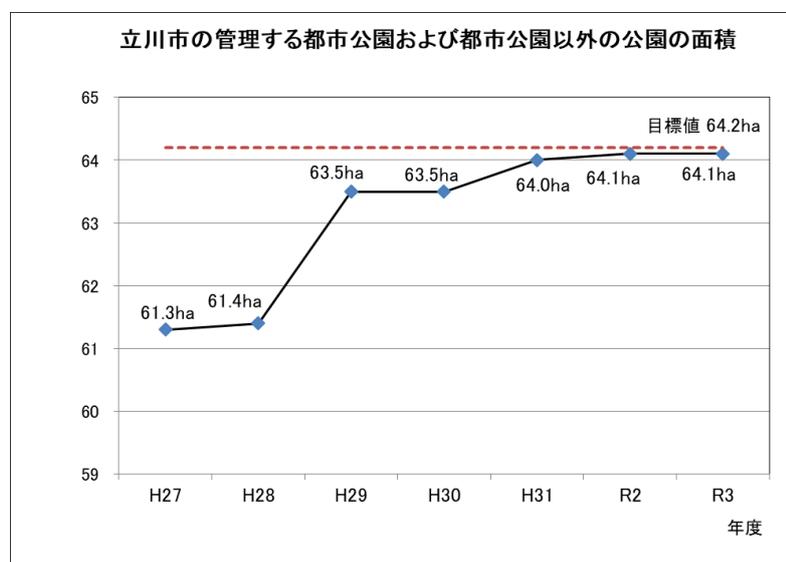
(2)新たな水辺と緑地の創出

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	立川市の管理する都市公園 および都市公園以外の公園 の面積	環境基本計画改定による新指標		64.1 ha	64.2 ha ^{注)}
2	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	環境基本計画改定による新指標		72 公園	76 公園

注) 64.2ha : 「立川市緑の基本計画」の目標値。

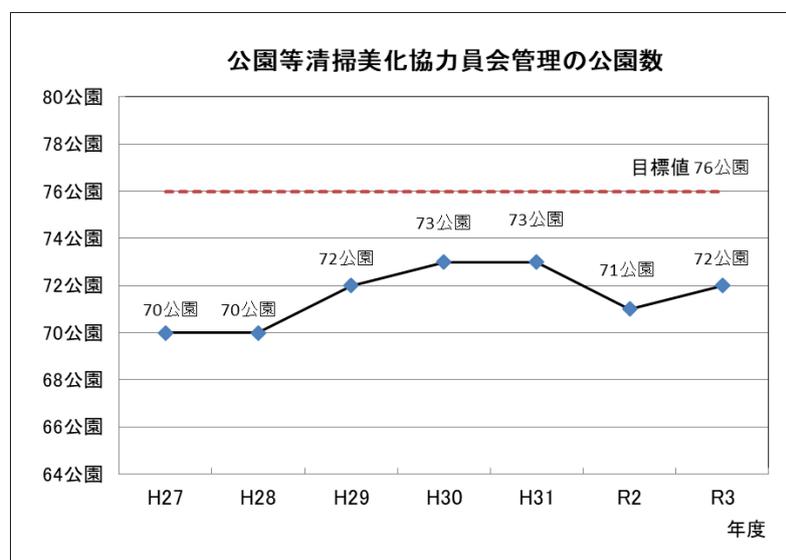
1. 立川市の管理する都市公園および都市公園以外の公園面積



立川市の管理する都市公園および都市公園以外の公園面積は、開発行為等に伴い微増しております。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

2. 公園等清掃美化協力員会管理の公園数



公園等清掃美化協力員会管理の公園数は、ほぼ現状維持の状況となっております。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

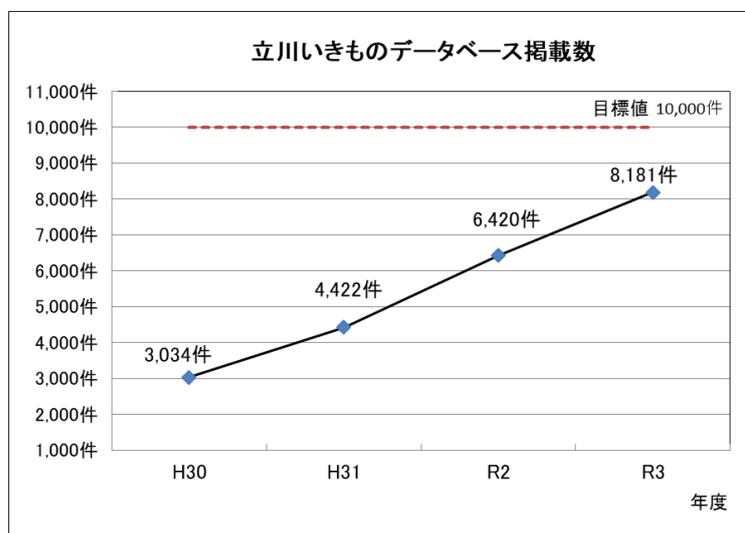
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水辺と緑地の創出			
55	「立川市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を行います。	公園緑地課	○
56	流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課	○
57	「東京都自然保護条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」等に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者及び市民に協力を要請します。	都市計画課	○
イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理			
58	地域住民等と協働し、地域の特性にあった公園づくりを行います。	公園緑地課	○
59	地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。	公園緑地課	○
60	市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。	公園緑地課	○
61	市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。	公園緑地課	○
62	環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課	○

(3) 生きものの多様性の確保

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 立川いきものデータベース*掲載数	環境基本計画改定による新指標		8,181 件	10,000 件
2 自然観察会等の開催回数	2 回	3 回	0 回	2 回

1. 立川いきものデータベース掲載数

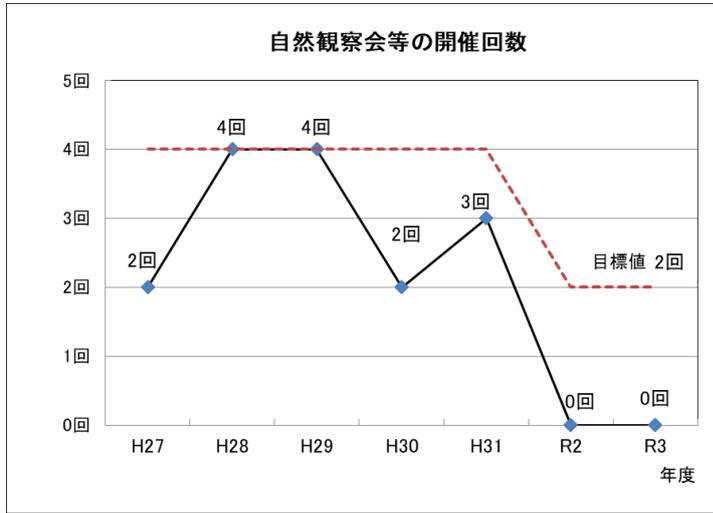


立川いきものデータベース掲載数は、年間 1,000 ～ 2,000 件増加しております。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に、掲載数がわかる平成 30 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

2. 自然観察会等の開催回数



自然観察会等は、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

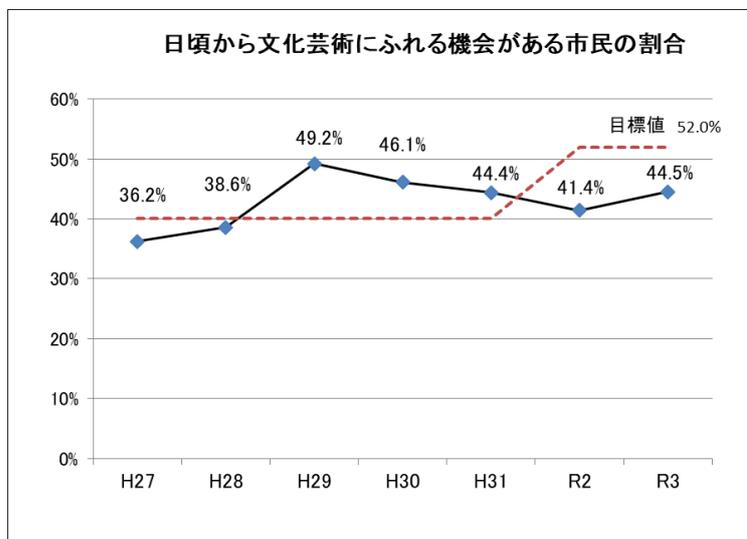
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 生きものの多様性の現状把握			
63	市民参加の身近な生きもの調査を実施します。	環境対策課	○
64	「立川いきものデータベース」を活用して生きものに関する情報を蓄積します。	環境対策課	○
イ 生きものの多様性に関する情報発信			
65	市内の生きものに関する情報を公表します。	環境対策課 図書館	○
66	市内の生きものに関する情報を整理した資料を作成します。	環境対策課	▲
67	広報紙や市民交流大学の講座などを通じて、生きもの多様性の大切さを普及啓発します。	環境対策課 生涯学習推進センター	○
ウ 生きもの多様性の保全			
68	市民協働により、市内の生きもの多様性を保全する取組を進めます。	公園緑地課 環境対策課	○
69	生きもの多様性が学習できるフィールドを活用し、小中学校や保育園での環境学習につなげます。	環境対策課	○

(4)水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	日頃から文化芸術にふれる機会がある市民の割合	36.2%	44.4%	44.5%	52.0%
2	歴史民俗資料館収集資料点数	14,173 点	17,060 点	17,988 点	17,200 点

1. 日頃から文化芸術にふれる機会がある市民の割合



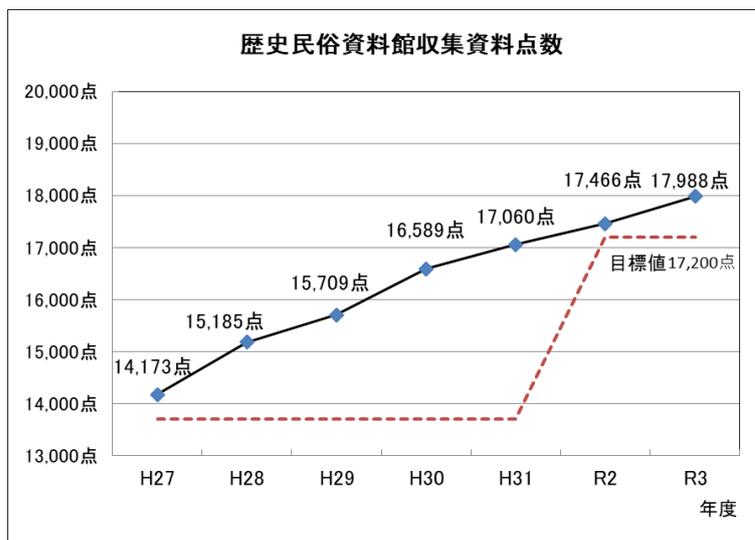
第4次長期総合計画・前期基本計画（H27～H31）における目標 40.0%については達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少したものの回復傾向にあります。

出典：令和4年度（令和3年度実績）市政に関するアンケート

担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 歴史民俗資料館収集資料点数



歴史民俗資料館収集資料点数は、令和3年度に 17,988 点となり、目標を達成しています。

担当部署：生涯学習推進センター

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 水と緑とともにある歴史・文化の継承			
70	文化財等を含めた歴史的景観を保全するため、文化財の調査や保護、民俗芸能等の継承・発展に努めます。	生涯学習推進センター	○
71	風致地区(五日市街道、玉川上水)内の建築等の行為に対して許可等による規制を行い、良好な自然的景観を維持します。	都市計画課	○
72	市民団体との協働による資料調査や伝統文化の保存継承活動を実施します。	生涯学習推進センター	○
イ 水と緑とともにある歴史・文化資源の活用			
73	本市の歴史や文化、自然風土を学習する場として、水と緑とともにある歴史・文化資源を活用し、体験学習等の充実を図ります。	生涯学習推進センター	○
74	水や緑、文化の薫りを感じながら散策できる「詩歌の道」を紹介します。	地域文化課	○

まとめ

基本方針2では、アクションプランの取組について、令和3年度は34項目のうち、32項目を実施しています。

取組指標は9項目中2項目で、目標を達成しています。

目標を達成していない指標のなかでも、いきものデータベース掲載数は着実に増加しており、その他の取組指標も事業を継続することで、目標の達成が期待できます。

基本方針 3

ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

日本において、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や生活様式を見直し、社会における物質循環の確保により、天然資源の消費の抑制を図り、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が進められています。

本市においても、ごみの減量や資源の有効利用に取り組んできており、平成 25 年度から家庭ごみの戸別収集・有料化に取り組み、ごみの減量について一定の効果を得ています。今後さらにごみを減らすために、日常生活や事業活動において、一人ひとりが意識をして家庭や事業所から発生するごみの削減や資源の有効利用を一層進めます。また、安定したごみ処理の観点から、施設の整備及び維持管理を計画的に進めます。

目 標

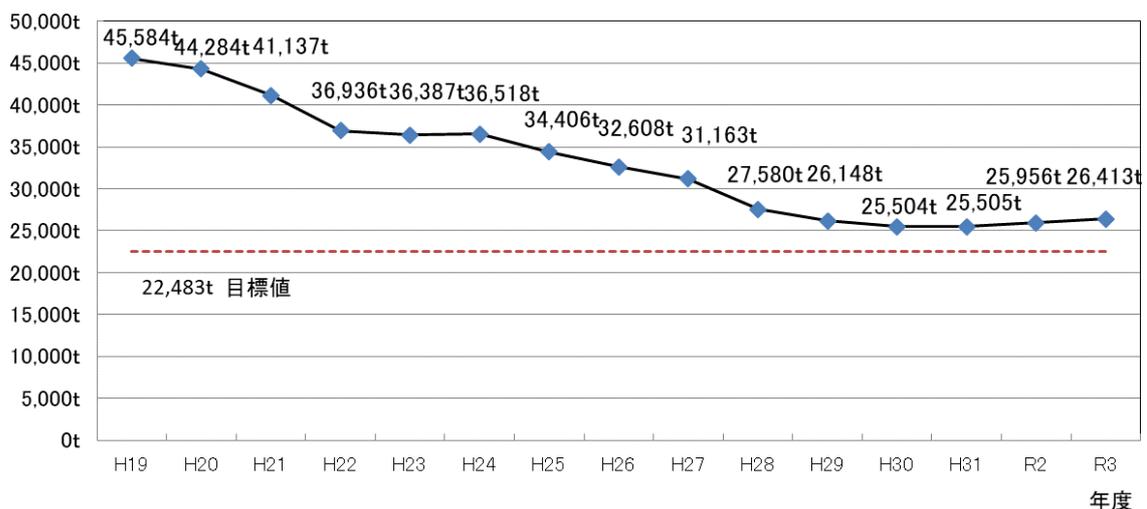
本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。

基本方針 3

指標：燃やせるごみ量

指標	基 準 (平成 19 年度)	平成 31 年度	現 状 (令和 3 年度)	目 標 (令和 6 年度)
燃やせるごみ量	45,584t	25,505t	26,413t	22,483 t

燃やせるごみ量



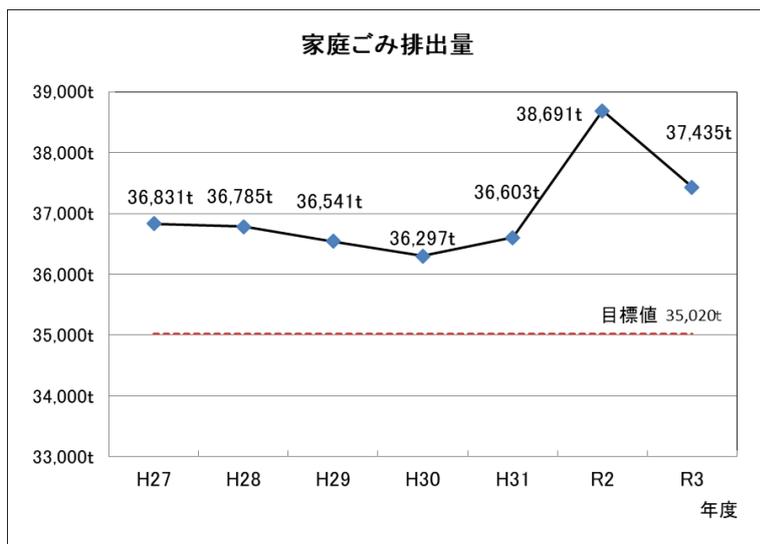
担当部署：ごみ対策課

(1)ごみ減量の推進

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	家庭ごみ排出量	環境基本計画改定による新指標		37,435t	35,020t
2	事業系ごみ排出量	環境基本計画改定による新指標		11,604t	6,640t

1. 家庭ごみ排出量

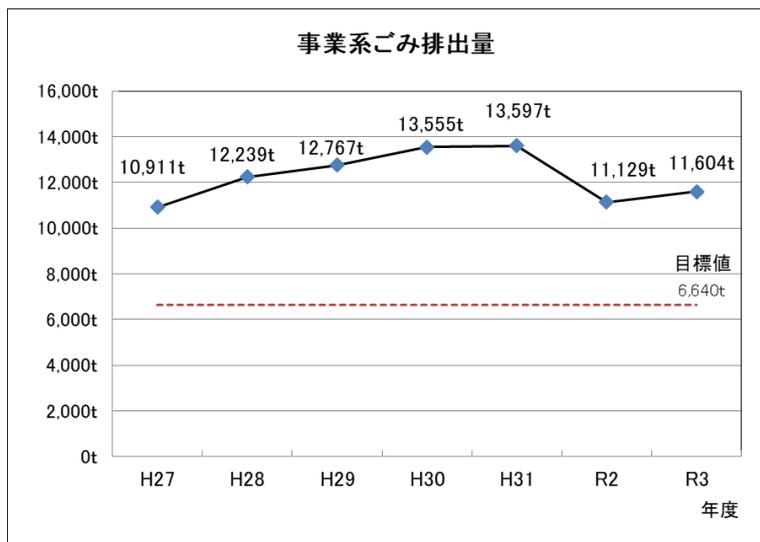


新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛や家の片づけにより、感染拡大前と比べ粗大ごみの増加がみられます。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

2. 事業系ごみ排出量



令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための事業活動の自粛や飲食店の営業時間の短縮等の影響により感染拡大前と比べ減少していると考えられます。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

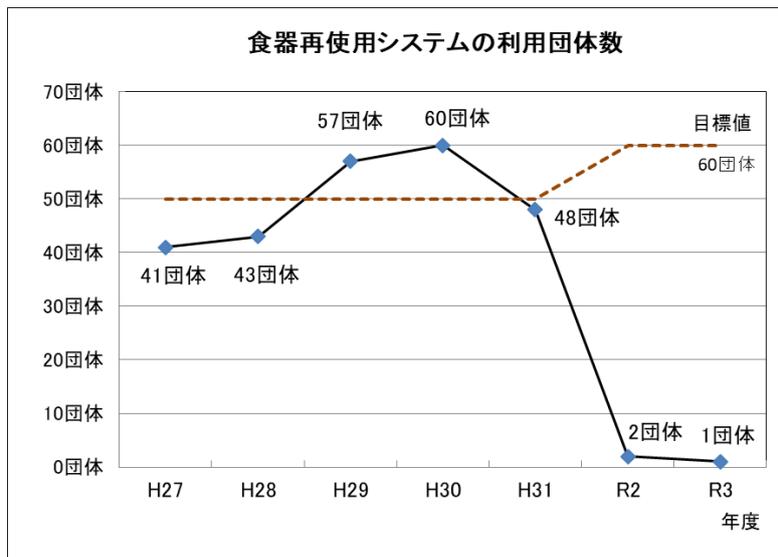
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 家庭ごみの減量			
75	広報、ホームページ、印刷物への掲載やイベント、地域説明・意見交換会等で燃やせるごみの 50%減量に向け、周知・啓発を図ります。	ごみ対策課	○
76	生ごみの水切りの周知・啓発を行い、生ごみの減量につなげます。	ごみ対策課	○
77	紙類やプラスチックの分別の周知を行い、リサイクルを進めます。	ごみ対策課	○
78	食材などの計画的な購入や食べきりなど、食品ロス削減の取組について、周知・啓発を行います。	ごみ対策課	○
79	レジ袋や、ペットボトルなどの容器を減らすため、マイバッグやマイボトル、リユース容器などの利用を促進します。	ごみ対策課	○
イ 事業系ごみの減量			
80	立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会など関係団体と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進の周知・啓発を行います。	ごみ対策課	○
81	事業者への訪問による助言や搬入物検査などの指導を行います。	ごみ対策課 清掃事務所	○
82	ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。	ごみ対策課	○

(2)資源の有効利用

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	食器再使用システムの利用団体数	41団体	48団体	1団体	60団体
2	資源化率	41.2%	41.9%	42.4%	45.1%

1. 食器再使用システムの利用団体数

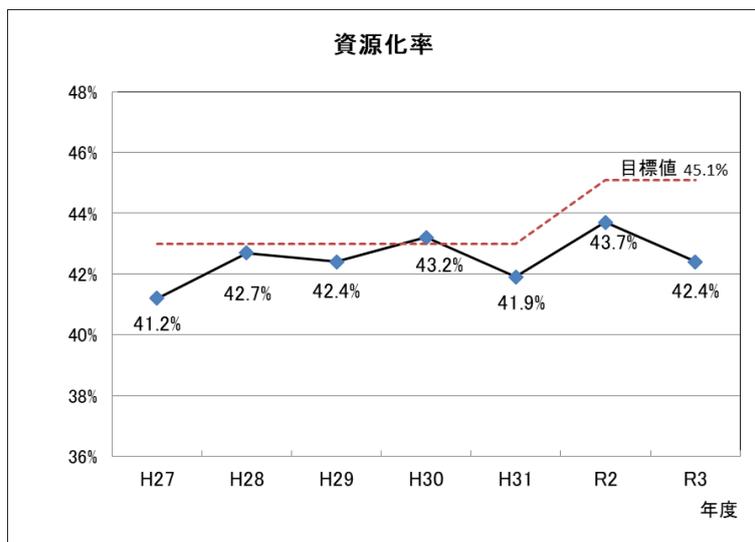


新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりイベント等が中止になったため、利用団体数は1団体にとどまっております。

担当部署：環境対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 資源化率



資源化率は、ほぼ横ばいの状況となっております。

担当部署：ごみ対策課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 資源の再使用の推進			
83	物を大切に使用し、壊れたものは修理するなど、長く使う意識を持ってもらうように啓発します。	ごみ対策課	○
84	おもちゃの病院を開催し、物を大切にする心を育てます。	生活安全課	○
85	イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。	環境対策課	○
イ 資源のリサイクルの推進			
86	総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化に努めます。	ごみ対策課	○
87	地域で行う資源物の集団回収を支援します。	ごみ対策課	○
88	「生ごみ分別・資源化事業」を継続して実施し、生ごみの処理の方向性について引き続き検証を行い、他地域での取組の導入を検討します。	ごみ対策課	○
89	リサイクルを推進するため、資源化の処理、ルートなどの研究、検討を行います。	ごみ対策課	○
90	生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。	ごみ対策課	○
91	焼却灰はエコセメント*として再利用します。	清掃事務所	○



立川市総合リサイクルセンター（西砂町）



(3)安定したごみ処理

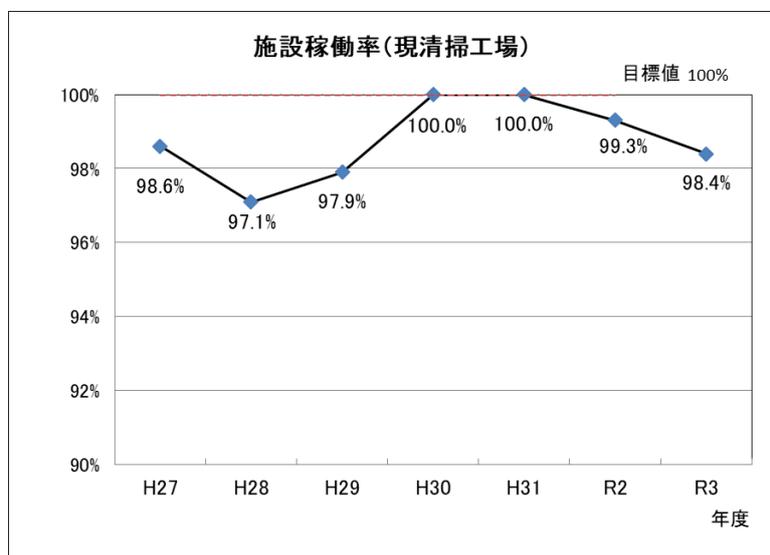
取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	施設稼働率 (現清掃工場)	環境基本計画改定による新指標		98.4%	100.0% (令和4年度)
2	施設稼働率 (総合リサイクルセンター)	環境基本計画改定による新指標		98.5%	100.0%

◇施設稼働率：施設の実稼働日数を計画稼働日数で割ったもの 実稼働日数÷計画稼働日数

実稼働日数＝計画稼働日数－故障等による停止日数

1. 施設稼働率 (現清掃工場)

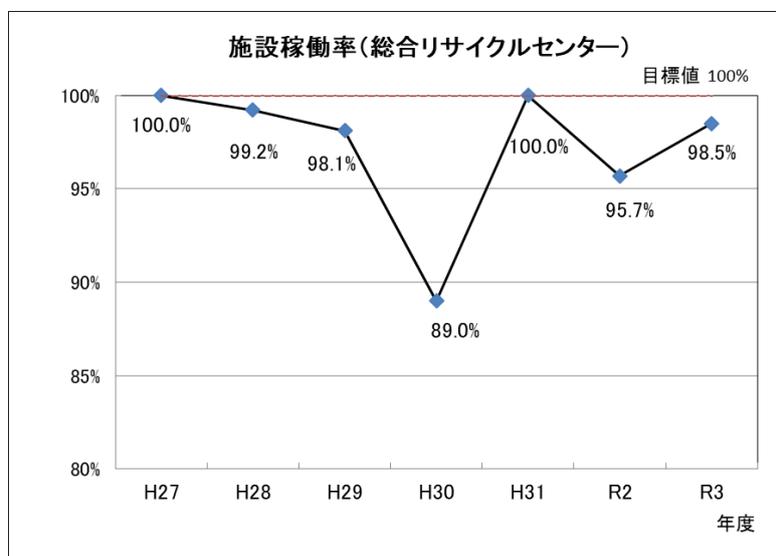


令和3年度は、工事による停止や機器の故障が発生し、稼働できない日が発生しました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：清掃事務所

2. 施設稼働率 (総合リサイクルセンター)



機器の故障等により稼働できない日が発生しました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：ごみ対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施			
92	現清掃工場や総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検や整備、補修を行います。	ごみ対策課 清掃事務所	○
93	非焼却による再資源化施設の実証導入の取組について、情報収集に努めます。	清掃事務所	○
94	現清掃工場の周辺住民に対して、定期的に焼却炉の運転状況等について報告を行います。	清掃事務所	○
イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進			
95	新清掃工場の整備を促進し、令和5(2023)年3月の運営開始を目指します。	新清掃工場 準備室	○

まとめ

基本方針3では、アクションプランの取組について、令和3年度は21項目のうち、すべてを実施しています。取組指標は6項目中、目標を達成しているものはありません。引き続き、目標を達成できるように努めます。

ごみの分別の徹底(16分別)と平成25年度からの家庭ごみ戸別収集・有料化、そして何よりも市民の皆さんの高い意識によって平成27年度から日の出町にある最終処分場へのごみの埋め立てゼロを継続できています。また、清掃工場から排出される焼却灰はすべてエコセメントにリサイクルされ、各自治体等で建設資材や道路整備等に幅広く使われています。

ごみ焼却施設である立川市クリーンセンターたちむにいは、試運転開始に伴い、令和4年11月18日よりごみの受け入れを開始しました。令和5年3月1日より運営を開始します。この施設は立川市クリーンセンター運営基本方針『たちむに宣言』に基づき、施設の安定・安全な稼働を目指します。

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

世界的規模で気温の上昇や異常気象の多発、雪氷の広範囲の融解など、地球温暖化が要因と考えられる問題が顕在化しつつあります。本市においても、温室効果ガス*の排出量が多い民生業務部門、民生家庭部門での省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー*等の導入により、地球温暖化対策を進めるとともに、低炭素まちづくりを推進します。また、地球温暖化が原因と考えられる局地的な豪雨による都市型水害等を防止する取組を進めます。

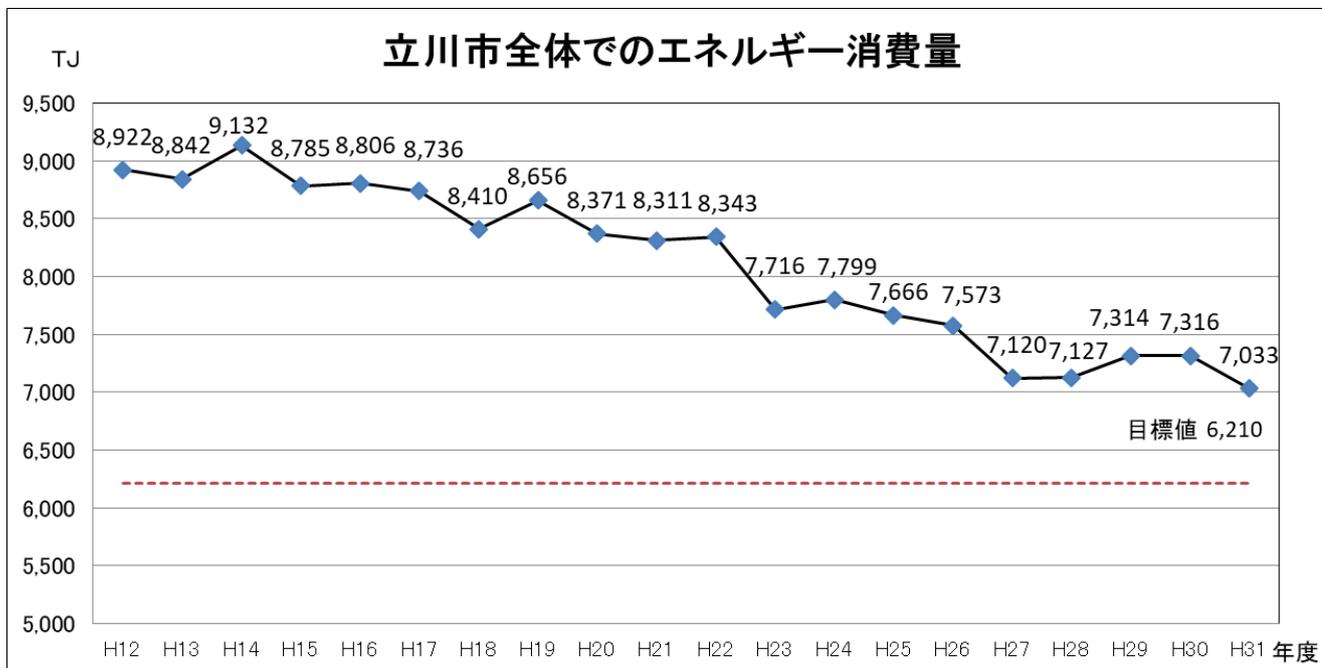
目 標 日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します。

基本方針4

指標：本市全体でのエネルギー消費量

指標	基 準 (平成12年度)	現 状 (平成31年度)	目 標 (令和6年度)
本市全体でのエネルギー消費量	8,922 T J *	7,033 T J	6,210 T J

※エネルギー消費量のデータは、集計の関係で2年前の数値が最新のデータとなります。



出典：オール東京62市区町村共同事業 みどり東京温暖化防止プロジェクト 立川市エネルギー消費量の推移

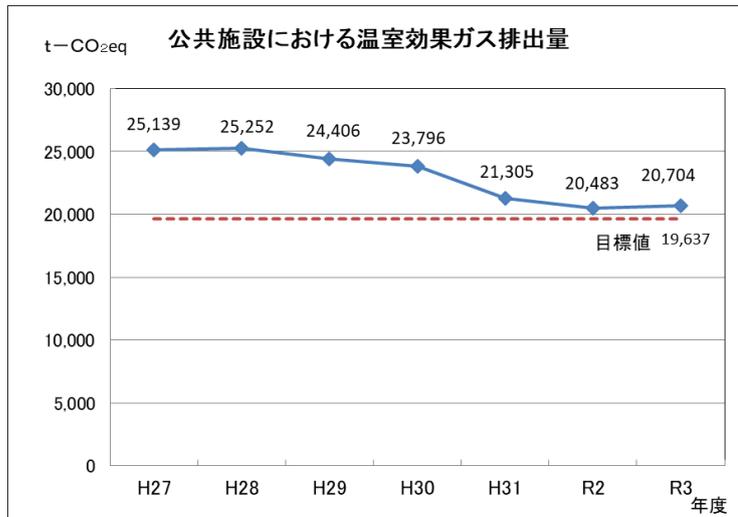
(1)省エネルギー対策の推進

取組指標の推移

取組指標		平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	公共施設における温室効果ガス排出量	環境基本計画改定による新指標		20,704 t-CO ₂ eq*	19,637 t-CO ₂ eq

1. 公共施設における温室効果ガス排出量

(立川市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づく報告)



※各施設における排出量は、資料編・P26 をご覧ください。

公共施設における温室効果ガス排出量は、減少傾向にあり、年次目標 (21,507) を達成している状況です。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

※年次目標値は第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)による

担当部署：環境対策課

※国では 2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46%以上削減するとしています。



太陽光発電システム
(市役所屋上)

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

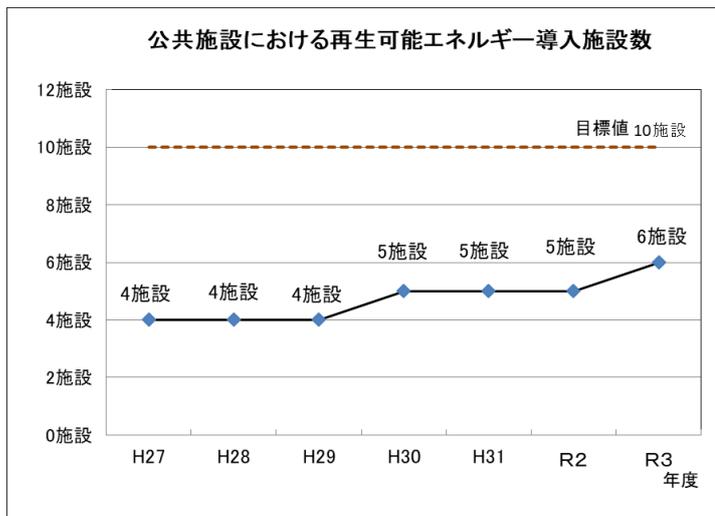
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進			
96	日常生活における省エネルギーの取組を呼びかけ、省エネルギーの普及に向けた周知・啓発を行います。	環境対策課	○
97	玉川上水などの散策ルートや樹木の多い公園を紹介し、市内の木陰の利用につなげます。	公園緑地課	▲
98	省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を周知・啓発します。	環境対策課	○
99	事業者に対して補助金の交付などの支援を行うことで、省エネルギー効果の高い設備の導入を推進します。	環境対策課	○
100	省エネルギー改修を行った事業者が講演会・事例発表会で成果を発表することで、設備改修による省エネルギー化の効果を周知します。	環境対策課	○
101	商店街の装飾灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された装飾灯の電気料の補助を行います。	産業振興課	○
102	自治会の防犯灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された防犯灯の電気料の補助を行います。	市民協働課	○
イ 公共施設における省エネルギー対策の推進			
103	公共施設において、節電の呼びかけを行います。	環境対策課	○
104	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー化を図ります。	環境対策課	○
105	公共施設において、省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組みます。	環境対策課	○
106	公共施設にクールシェア、ウォームシェアのスペースを設けます。	環境対策課	○

(2)再生可能エネルギー等の導入推進

取組指標の推移

取組指標		平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1	公共施設における再生可能エネルギー導入施設数	環境基本計画改定による新指標		6施設	10施設

1. 公共施設における再生可能エネルギー導入施設数



令和3年度若葉台小学校に施設を導入いたしました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成27年度からのグラフを掲載しています。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

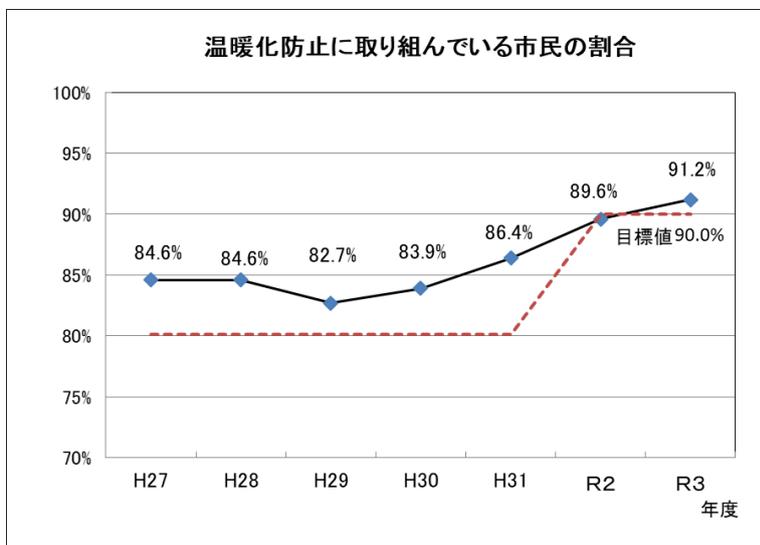
5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進			
107	日常生活における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽エネルギー利用機器や蓄電池等の設置についての支援を検討します。	環境対策課	○
108	再生可能エネルギー等の導入を促進するために、利用機器および国や東京都の支援制度について、周知・啓発を行います。	環境対策課	○
109	再生可能エネルギーによる「創エネ」と「畜エネ」の活用により、温室効果ガスのゼロエミッションの実現を目指した枠組みをつくります。	環境対策課	▲
イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討			
110	公共施設における再生可能エネルギー等については、環境学習や災害対策での活用や技術革新なども考慮し、機能的かつ効率的な設備導入を検討します。また、市民や事業者との協働による導入方法を研究します。	環境対策課	○
111	公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギー等の導入に努めます。	環境対策課	○

(3)低炭素まちづくりの推進

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合	84.6%	86.4%	91.2%	90.0%
2 立川市全体のエネルギー消費量	7,666 TJ (平成 25 年度)	7,314 TJ (平成 29 年度)	7,033 TJ (平成 31 年度)	6,210 TJ
3 低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数	環境基本計画改定による新指標		37 施策	37 施策

1. 地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合



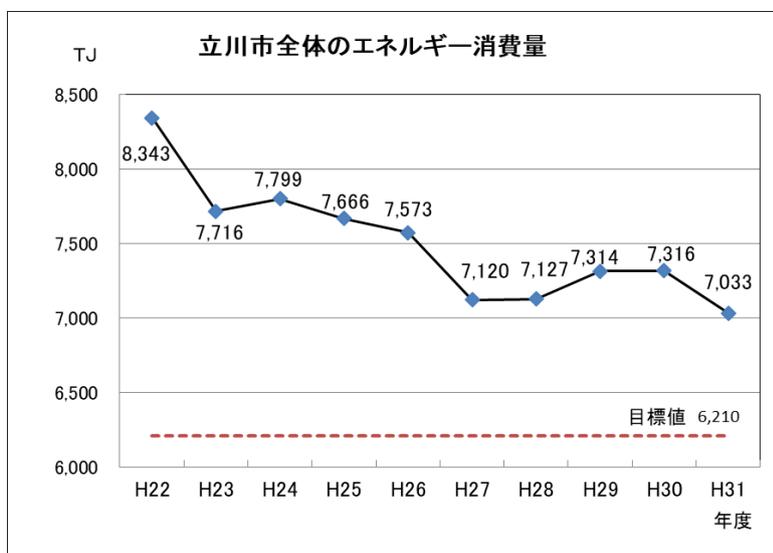
地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合は、令和3年度は91.2%になり増加傾向です。

出典：令和4年度（令和3年度実績）
市政に関するアンケート

担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

2. 立川市全体のエネルギー消費量



立川市全体のエネルギー消費量は、平成31年度7,033TJとなりました。目標達成のためには、更なる削減が必要です。

出典：オール東京62市区町村共同事業
みどり東京温暖化防止プロジェクト
立川市エネルギー消費量の推移

担当部署：環境対策課

3. 低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数

低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数は、令和3年度も令和2年度に引き続き全37施策となりました。

※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。

施策ごとの評価については、資料編P30をご覧ください。

担当部署：環境対策課

取組・アクションプランの実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のアクションプラン		担当課	実施状況
ア 地域で行う低炭素まちづくり			
112	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に向けた準備を進めます。	環境対策課	○
113	低炭素まちづくりの概念を、市が行うすべての施策に取り入れ、評価を行います。	環境対策課	○
114	再生可能エネルギーを主体としたエネルギーの地産地消に取り組めます。	環境対策課	▲
イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減			
115	公用車を購入・リースする際は、低公害車*を導入します。	総務課	○
116	自動車のアイドリングストップ、自動車の相乗り奨励など、エコドライブの周知・啓発を行います。	環境対策課	○
117	自転車の利用促進に取り組めます。	交通対策課	▲
118	カーシェアリングの利用推進を目指します。	環境対策課	○
ウ 二酸化炭素吸収源の確保			
119	「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に実施します。	公園緑地課	○
120	森林環境譲与税を活用して、森林利用の促進や普及啓発等の取組を行います。	財政課 環境対策課	○
エ 地球温暖化への適応			
121	雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。	下水道管理課	○
122	雨水対策として、下水道整備を進めます。	下水道工務課	○
123	地球温暖化による気候変動の影響についての周知啓発を行うことで、温室効果ガスの排出量削減が必要であることを啓発します。	環境対策課	○
124	クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水などのヒートアイランド対策を実施します。	環境対策課	○

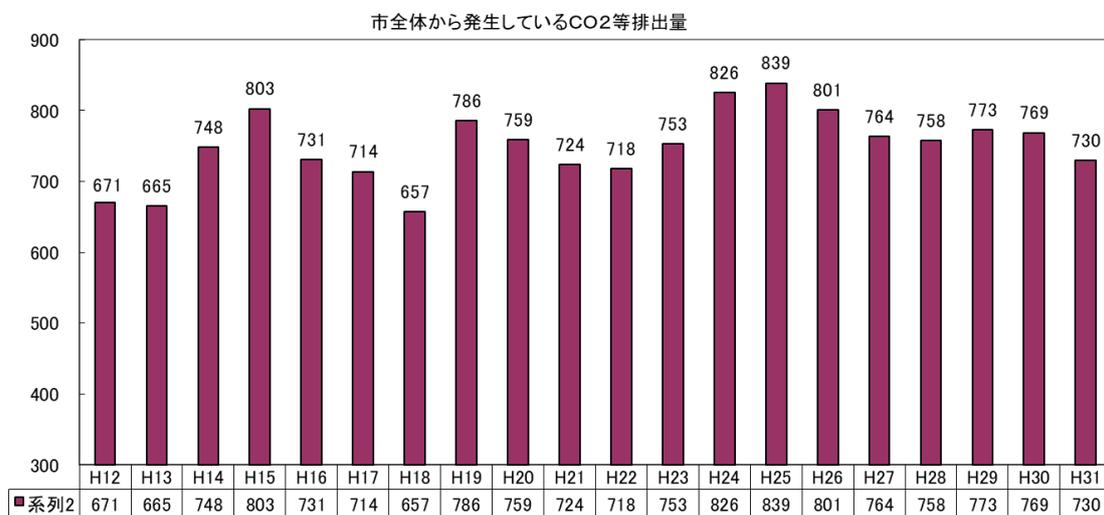
まとめ

基本方針4では、アクションプランの取組について、令和3年度は29項目のうち、25項目を実施しています。取組指標は5項目中、2項目で目標を達成しています。

市民や事業者の日常生活・事業活動における省エネルギー対策を推進するために、省エネ情報の提供や事業者に対する省エネ改修補助を継続します。また、公共施設における節電の呼びかけを継続します。

参考

市全体から発生しているCO₂等排出量

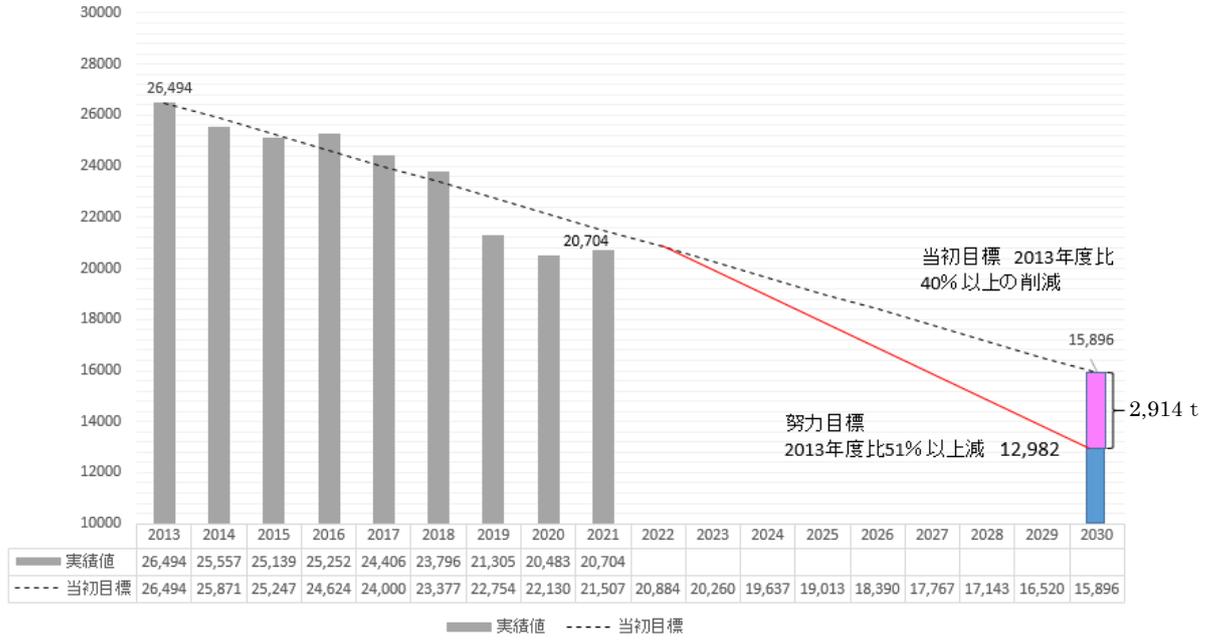


出典：オール東京62市区町村共同事業 みどり東京温暖化防止プロジェクト「市部の温室効果ガス排出量」
 ※出典資料は環境ブック作成時において公表されている最新（平成31年度）のものを使用しています。

国は令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを掲げ、地域脱炭素ロードマップを発表し、令和3年10月には、地球温暖化対策計画も改定され、2030年度までに、温室効果ガスの排出を2013年度比で、全体で46%、業務その他部門で51%削減する事を目標としました。これに対し、現在の本市の温室効果ガス削減目標については、第2次環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編の中で、市域全体の目標値は設定しておらず、業務その他部門に当たる事業者立川市の目標は40%となっています。

そこで、本市では令和4年9月に、事業者立川市の目標について、国の目標である51%以上を努力目標とするカーボンニュートラル基本方針を定め、アクションプログラムを実施していくこととしました。

立川市公共施設におけるエネルギー起源CO2排出量と目標値



**基盤的取組に関する
基本方針1**

**良好な環境を保全・再生・創出する活動を
広げ、継承します**

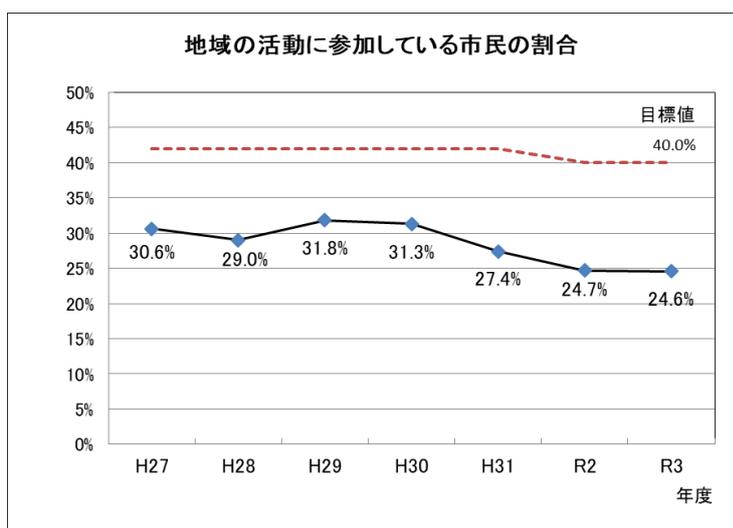
本市では、多くの環境に関わる市民団体との協働による取組や各団体、地域ごとにさまざまな形で、環境保全や環境啓発の活動についての取組が行われています。そこで、これらの活動を継承していくために、幅広い年代層からの参加を視野に入れ、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を検討します。また、環境に関する情報の集約化を進め、多様な主体（市民や事業者、来街者、地域、市など）が活動に参加するための情報を得やすい環境づくりを行います。

目 標 多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します。

取組指標の推移

取組指標	平成27年度	平成31年度	現状(令和3年度)	目標(令和6年度)
1 地域の活動に参加している市民の割合	30.6%	27.4%	24.6%	40.0%

1. 地域の活動に参加している市民の割合



地域の活動に参加している市民の割合は、コロナ禍の影響により低下しています。

出典：令和4年度（令和3年度実績）
市政に関するアンケート

担当部署：行政経営課

※環境基本計画改定により令和2年度目標値を修正

取組

(○…実施、▲…未実施)

10年間の取組		担当課	実施状況
(1) 環境学習機会の拡充			
ア 環境に関する講座等の開催	環境保全や環境配慮の行動につなげるためのきっかけづくりとなるように、環境問題への関心を深めることを目的とした講座や実習を開催します。	環境対策課	○
イ 環境に関する体験学習機会の提供	小学校のプールをフィールドにした「ヤゴの救出作戦」など、小学校や保育園で、市民や団体による体験型の環境学習を行う機会を設けます。	環境対策課	○
(2) 環境配慮行動の実践			
ア 環境に関する情報の発信	本市が行っている環境配慮行動の事例や環境に配慮した商品などの紹介、市民や事業者が行っている取組とその効果の見える化を本市のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ放送などを通じて行います。	環境対策課	○
	本市で収集・整理した環境に関する情報をもとに資料を作成し、学校等での環境学習に活用することを検討します。	環境対策課	▲
イ 環境に関する情報の共有	環境配慮行動の事例や環境問題に関するグループの登録情報の収集と整理を行い、その結果を本市のホームページなどで紹介します。	環境対策課	▲
ウ 環境配慮行動の促進	多様な主体による環境配慮行動の実践を推進するため、既に行われている環境配慮行動を評価する方法を検討します。	環境対策課	▲
	環境配慮行動を行いたい、継続したい、と思う市民や事業者が増えるしくみづくりを進めます。	環境対策課	○
(3) 誰もが参加できる協働の推進			
ア 協働のしくみづくり	多様な主体と連携して取り組むためのしくみづくりを行います。	環境対策課 市民協働課	○
イ 人材の育成・活用	環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やすため、環境に関する講座を開催します。	環境対策課	○
	さまざまな環境に関する取組や子どもたちへの環境学習に気軽に参加できるしくみを構築して行きます。	環境対策課	▲
ウ 広域連携の推進	環境の保全等を図るために広域的な取組が効果的なものについては、市民団体、環境関連団体、学術機関、国、東京都及び周辺の地方公共団体と協力し、その推進に努めます。	環境対策課	▲

※組織改正に伴い協働推進課は、令和2年4月より市民協働課に変更となりました。

■協働プロジェクト

1 協働プロジェクト

(1) 目指そう！エコなまち

<取組状況>

- 立川商工会議所では、環境コミュニティ特別委員会を設置し、「環境行動計画」の策定、地球温暖化対策事業を推進しています。平成27年度から「みんなでつくる生き活きとした立川プロジェクト」を策定し、活動を行っています。
- 「みんなでつくる生き活きとした立川プロジェクト」に基づき、セミナーやシンポジウムを行っています。
- 商工会議所の会員に対して、立川市の省エネ対策支援の紹介を行い、省エネ事業所への更新を促しています。

(2) 目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち

<取組状況>

- NPO法人教育支援協会東京西と市が『立川いきものデータベース』を運営しています。平成28年9月から立川市内で撮影された昆虫の写真を投稿するページを作成しました。令和4年3月末現在で、8,000件を超えるデータが掲載されています。

(3) 目指そう！クリーンなまち

<取組状況>

- 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会などの関係団体と連携し、マイバッグ推奨運動を展開しました。
- 広報やホームページ、説明会などを通じ、ごみ排出量の推移や処理の実態、ごみの減量や分別の具体的方法を周知し、主に雑がみや容器包装プラスチックについて分別・リサイクルを推進しました。
- 食べきり協力店事業や事業所訪問調査を実施し、食品ロスへの意識啓発や事業系廃棄物の資源混入の課題解決に向けた活動などに取り組みました。

まとめ

多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するために、環境学習機会を設けること、協働のしくみづくりは、実施しています。協働プロジェクトは、3つの取組ともに何らかの活動を行っています。今後多様な主体が参加できるように検討が必要です。

地域の活動に参加している市民の割合は、コロナ禍の影響により活動が制限され、令和3年度 24.6%と目標を下回っています。環境配慮面からも市民の地域活動への参加を促せるように、情報発信の仕組みなどを検討する必要があります。

基盤的取組に関する
基本方針 2

市が率先して環境に関する取組を進めます

本市は、市役所を中心として率先した環境に関する取組を進めています。今後さらに市民、事業者の環境に配慮した行動を促すために、本市の率先した取組をより一層進めます。

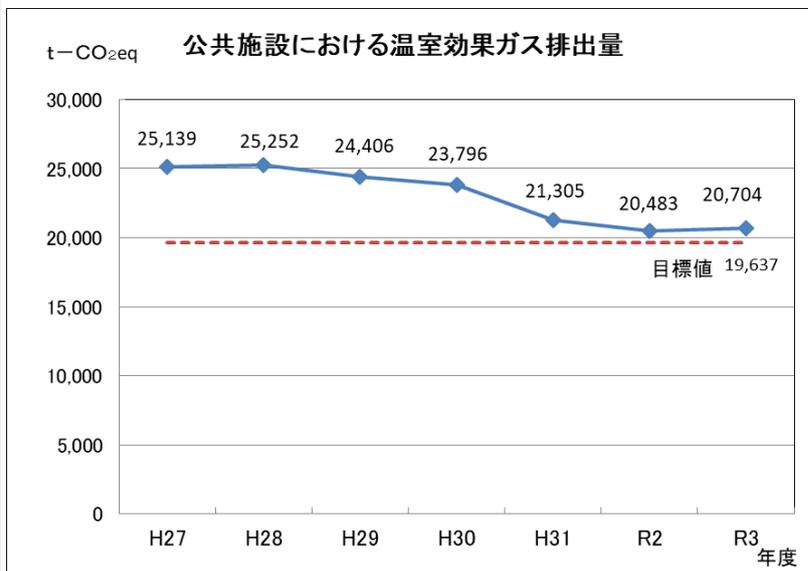
目 標

市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。

取組指標の推移

取組指標	平成 27 年度	平成 31 年度	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 6 年度)
1 公共施設における温室効果ガス排出量	環境基本計画改定による新指標		20,704 t-CO ₂ eq	19,637 t-CO ₂ eq

1. 公共施設における温室効果ガス排出量
(立川市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づく報告)



公共施設における温室効果ガス排出量は、減少傾向にあり、年次目標（21,507）を達成している状況です。※環境基本計画の改定による新たな取組指標です。参考に平成 27 年度からのグラフを掲載しています。

※年次目標値は、第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）による

担当部署：環境対策課

※各施設における排出量は、資料編・P26 をご覧ください。

※国では 2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46%以上削減するとしています。

第2部 市の環境への取組

基盤的取組に関する基本方針2

市が率先して環境に関する取組を進めます

■エコオフィスパラン21の実施状況

(○…実施、▲…未実施)

5年間のエコオフィスパラン21			実施状況
1 水に関する率先した取組の実施	1	節水型器具の採用(センサー式蛇口など)や水使用量の削減に努めます。	○
	2	環境にやさしい石鹼や洗剤を使用し、排水による環境負荷の低減に努めます。	○
2 ごみの減量と資源の有効利用に関する率先した取組の実施	1	事業系ごみ以外は、持ち帰りを基本とします。	○
	2	消耗品などの物品調達に際し、ごみの発生抑制に配慮するとともに、不要物品の譲り合いなど、再利用、分別などによる資源リサイクルを徹底し、ごみの減量を図ります。	○
	3	ごみの持ち帰り・分別マニュアルを見直し、庁内でその実施を徹底します。	○
	4	ごみ・資源の分別の徹底と定期的な確認及び職員研修を実施します。	○
	5	グリーン購入ガイドラインを遵守・徹底します。	○
3 自動車に関する率先した取組の実施	1	全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。	○
	2	庁用車に低公害車等の導入を推進します。	○
	3	通勤や業務での自転車利用を推進します。	○
4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施	1	クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は28℃、冬は20℃となるように適切に空調の運転を管理します。	○
	2	パソコン、照明等の電気機器類は不使用時には電源を切るように徹底します。	○
	3	公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。	○
	4	庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。	○
	5	二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。	○
	6	各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。	○

5年間のエコオフィスパラン21			実施状況
4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施	7	施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。	○
	8	施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。	○
	9	各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。	▲
5 その他	1	公共施設周辺の美化に努めます。	○
	2	職員に向けた環境に関する知識を得るための研修やエコオフィスパラン21の研修を実施します。	○
	3	各施設のエネルギー管理マニュアルの策定を検討します。	▲

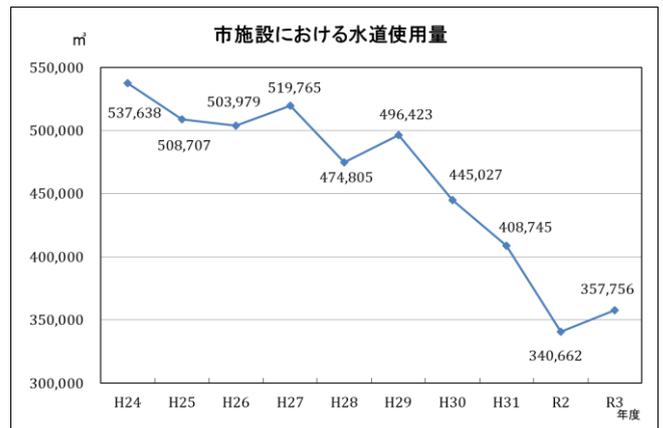
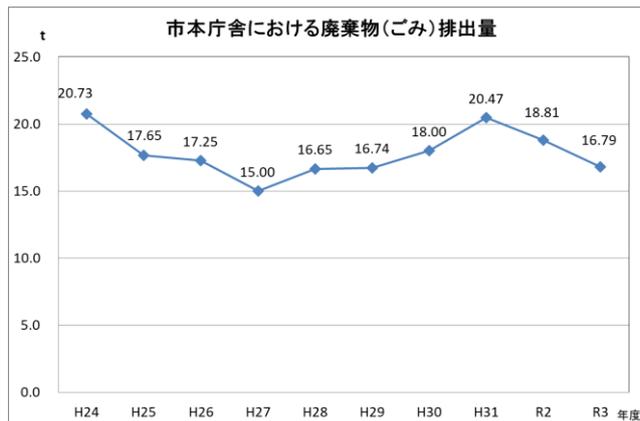
まとめ

公共施設における温室効果ガス排出量は、令和3年度 20,704t-CO₂eq になっています。

エコオフィスパラン21の取組について、令和3年度は22項目中20項目で実施中です。

今後も市が率先して環境に関する取組を継続して実施していきます。

参考（市本庁舎における廃棄物（ごみ）排出量、市施設における水道使用量、市所有自動車の燃料使用量）



燃料使用量及び水道使用量は、減少傾向です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による施設の利用休止等で特に減少しています。